

平成30年度（下半期）情報セキュリティ内部監査実施報告書

1 監査概要

(1) 監査目的

情報セキュリティ内部監査は、龍ケ崎市情報セキュリティ内部監査実施規程（以下「監査規程」という。）第11条の規定に基づき情報セキュリティを維持・管理する仕組みが組織において適切に整備・運用されているかを点検し、評価するものです。

今回の監査では、平成29年5月に個人情報保護委員会から示された「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」に基づき、特定個人情報の取扱いを意識し、人的セキュリティ、物理的セキュリティ、情報セキュリティ研修受講状況、情報資産の管理、特定個人情報の取扱いに関し、龍ケ崎市セキュリティ規則及び龍ケ崎市情報セキュリティ対策に関する規程等に基づき、適切に実施されているかを点検・評価し、課題については、システムの運用状況などを考慮しながら、個別に原因を究明した後に改善内容等を被監査部門に提示及び当該措置の実施により、情報資産、情報システム等の適切な運用を図ることを目的としております。

(2) 監査対象課等及び対象システム

監査対象課等

納税課，シティセールス課，介護福祉課，農業政策課，下水道課，指導課，教育センター，議会事務局，監査委員事務局，道の駅・牛久沼プロジェクト課

対象システム

住民情報基幹系システム，イントラネット系システム，各課等が管理及び所有しているシステム

(3) 監査実施時期

平成30年11月15日（木）から平成30年11月16日（金）まで

(4) 監査実施体制

監査実施責任者：情報管理課長（監査規程第3条第2項）

監査担当部門：情報管理課情報化推進グループ（監査規程第3条第1項）

(5) 監査の基準となる根拠

- ・龍ケ崎市情報セキュリティ規則
- ・龍ケ崎市コンピュータ等運用管理規程
- ・龍ケ崎市情報セキュリティ対策に関する規程
- ・龍ケ崎市電子文書取扱規程
- ・龍ケ崎市個人情報保護条例
- ・地方公共団体における情報セキュリティに関する監査ガイドライン（総務省）
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）

2 監査結果

(総評)

本市の情報セキュリティ対策に関しては、龍ヶ崎市情報セキュリティ規則等を定め、情報管理課が事務局となって定期的な研修を通して意識高揚を図っている。しかしながら、本年5月には市職員による情報システムへの不正アクセス事件などが発生しており、これは内部統制を整備していても職員が情報セキュリティに関するルールや仕組みを守らなければ内部統制が機能しないことを示している。このような状況を踏まえ、研修等を通して職員の情報セキュリティに関するさらなる意識の高揚を図る必要がある。

内部監査においても不正アクセスの事件等の未然防止に資するような手法を改めて検討する必要があると考えられる。今回の監査においては、各課等の職員の端末の操作履歴（ログ）を確認し、端末の使用が適切に行われているか確認を行っている。実際に日常の使用状況をモニタリングする手法は、事故等の未然防止にも有効であると言える。

また、住民情報基幹系システムからの電子データの移動について、平成30年9月から新たにシステム上の制限を設定し、持ち出しに関してより厳格な運用を行っている。一方、データの持ち出し制限については、情報セキュリティ上必要な措置であるが、各業務所管課の負担増につながることから慎重に取り組むようにしたい。

さらに、今年度の監査から「特定個人情報の適正な取扱いに係るチェックリスト」により、各課等における特定個人情報の取扱い状況等を確認したところであり、より適正な取扱いに資するものであると考えられる。特定個人情報については、引き続きガイドライン等に基づき適正な取扱いに努めたい。

今回の監査では、直近でリスクが顕在化する可能性の高いものは確認できなかったが、早期に改善することが望ましい改善事項が確認された。他団体から派遣された職員については、本市職員に比べ、情報セキュリティへの理解や意識に差がある場合があるので任用時の研修等においてより丁寧な説明に努めたい。また、改善事項については、規則等に則り、課等内全職員で取り組む必要がある。

なお、平成29年3月から新たに運用が開始された住民情報基幹系ネットワークのファイルサーバについては、市民の個人情報に関する電子データが多数保管されていることから、より適正な管理方法について来年度以降改めて検討する必要がある。

3 課等別監査結果

○人的セキュリティ

監査項目	適正に実施している課等	改善が必要な課等	改善内容等
1 情報資産等の業務以外の目的での使用禁止 (職員等による業務以外の目的での情報資産の持	納税課, シティセールス課, 介護福祉課, 農業政策課, 下水道課, 指導課, 教育センター, 議会事務局, 監査委員事務局, 道	なし	

ち出し、又は情報システムへのアクセス禁止	の駅・牛久沼プロジェクト課		
2 私物パソコン等の持込制限（職員等による私物のパソコン及び記録媒体の庁舎内への持込は行われていない。）	納税課，シティセールス課，介護福祉課，農業政策課，下水道課，指導課，教育センター，議会事務局，監査委員事務局，道の駅・牛久沼プロジェクト課	なし	
3 (1) パソコンの取扱い（離席時には、パソコンの第三者使用を防止するための適切な措置が講じられている。）	納税課，シティセールス課，介護福祉課，農業政策課，下水道課，指導課，教育センター，議会事務局，監査委員事務局，道の駅・牛久沼プロジェクト課	なし	
3 (2) パソコンの取扱い（デスクトップに文書等を保存していない。）	納税課，介護福祉課，指導課，議会事務局，監査委員事務局，道の駅・牛久沼プロジェクト課	シティセールス課，農業政策課，下水道課，教育センター	デスクトップ上のデータは、ファイルサーバへ保管することで改善された。また、課内ミーティングにより定期的に周知を行うこととした。
4 ID・パスワードの取扱い（職員等のパスワードは当該本人以外に知られないように取り扱われている。また、定期的にパスワードを変更している。）	納税課，シティセールス課，介護福祉課，農業政策課，下水道課，指導課，教育センター，議会事務局，監査委員事務局，道の駅・牛久沼プロジェクト課	なし	
5 イン트라ネットにおけるメール送信（「to」，「cc」，「bcc」を正しく使い分けている。）	納税課，シティセールス課，介護福祉課，農業政策課，下水道課，指導課，教育センター，議会事務局，監査委員事務局，道の駅・牛久沼プロジェクト課	なし	
6 (1) 公務用USBメモリの取扱い（公務用USBメモリの中にデータを保存していない。）	納税課，シティセールス課，介護福祉課，農業政策課，下水道課，議会事務局，道の駅・牛久沼プロジェクト課	教育センター	データを削除することにより改善された。また、USB管理簿を

			作成し、使用者やデータ消去の有無等を確認するようにした。
6 (2) 公務用USBメモリの取扱い（公務用USBメモリは使用するとき以外は適正に保管されている）	納税課, シティセールス課, 介護福祉課, 農業政策課, 下水道課, 教育センター, 議会事務局, 道の駅・牛久沼プロジェクト課	なし	
7 セキュリティ研修への参加（職員等が積極的にセキュリティ研修に参加している。）	納税課, シティセールス課, 介護福祉課, 農業政策課, 下水道課, 指導課, 教育センター, 議会事務局, 監査委員事務局, 道の駅・牛久沼プロジェクト課	なし	

○物的セキュリティ

監査項目	適正に実施している課等	改善が必要な課等	改善内容等
1 機器の取付け（サーバ、HUB等を取付ける際、埃、振動等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取外せないように固定するなどの対策が講じられているか。）	納税課, シティセールス課, 介護福祉課, 農業政策課, 下水道課, 指導課, 教育センター, 議会事務局, 監査委員事務局, 道の駅・牛久沼プロジェクト課	なし	
2 通信ケーブル等の保護（通信ケーブルや電源ケーブルの損傷を防止するための対策が講じられているか。）	納税課, シティセールス課, 介護福祉課, 農業政策課, 下水道課, 指導課, 教育センター, 議会事務局, 監査委員事務局, 道の駅・牛久沼プロジェクト課	なし	
3 机上のパソコンの取扱い（退庁時におけるノートパソコンは施錠できる保管庫で管理を行っている。）	納税課, シティセールス課, 介護福祉課, 農業政策課, 下水道課, 指導課, 教育センター, 議会事務局, 監査委員事務局, 道の駅・牛久沼プロジェクト課	なし	
4 サーバの機器の定期保守（サーバの機器の定期保	シティセールス課, 介護福祉課, 農業政策課	なし	

守が実施されているか。)	対象外：納税課，下水道課，指導課，教育センター，議会事務局，監査委員事務局，道の駅・牛久沼プロジェクト課		
5 サーバ障害対策の手順（サーバに障害が発生した場合の対策手順が定められ，文書化されている。）	シティセールス課，介護福祉課，農業政策課 対象外：納税課，下水道課，指導課，教育センター，議会事務局，監査委員事務局，道の駅・牛久沼プロジェクト課	なし	

○特定個人情報の適正な取扱い

監査項目	適正に実施している課等	改善が必要な課等	改善内容等
1 特定個人情報の取得について（業務手順が定められているか。裏面を見ない等の対応が周知徹底されているか。）	納税課，シティセールス課，介護福祉課，農業政策課，下水道課，指導課，教育センター，議会事務局，監査委員事務局，道の駅・牛久沼プロジェクト課	なし	
2 特定個人情報の利用について（職員を限定しているか。）	納税課，シティセールス課，介護福祉課，農業政策課，下水道課，指導課，教育センター，議会事務局，監査委員事務局，道の駅・牛久沼プロジェクト課	なし	
3 特定個人情報の保存について（文書管理規定により正しい保存年限を設定しているか。）	納税課，シティセールス課，介護福祉課，農業政策課，下水道課，指導課，教育センター，議会事務局，監査委員事務局，道の駅・牛久沼プロジェクト課	なし	
4 特定個人情報の削除・廃棄について（機密文書として適切に削除・廃棄しているか。）	納税課，シティセールス課，介護福祉課，農業政策課，下水道課，指導課，教育センター，議会事務局，監査委員事務局，道の駅・牛久沼プロジェクト課	なし	
5 特定個人情報の取扱い体制について（届出を行い，取扱者や範囲を定めているか。持ち運ぶ際の措置を講じているか。）	納税課，シティセールス課，介護福祉課，農業政策課，下水道課，指導課，教育センター，議会事務局，監査委員事務局，道の駅・牛久沼プロジェクト課	なし	

6 特定個人情報の運用について（指定範囲の外に持ち出していないか。）	納税課，シティセールス課，介護福祉課，農業政策課，下水道課，指導課，教育センター，議会事務局，監査委員事務局，道の駅・牛久沼プロジェクト課	なし	
7 情報漏えい事案に対する体制（龍ヶ崎市情報セキュリティ事故等手順書により対応できるか。）	納税課，シティセールス課，介護福祉課，農業政策課，下水道課，指導課，教育センター，議会事務局，監査委員事務局，道の駅・牛久沼プロジェクト課	なし	
8 特定個人情報事務取扱担当の監督，教育（所属長による取扱い確認が行われているか。）	納税課，シティセールス課，介護福祉課，農業政策課，下水道課，指導課，教育センター，議会事務局，監査委員事務局，道の駅・牛久沼プロジェクト課	なし	

利用事務として取扱い：介護福祉課

関係事務として取扱い：シティセールス課，農業政策課，下水道課，指導課，教育センター，議会事務局，監査委員事務局，

取扱い無し：納税課，道の駅・牛久沼プロジェクト課